

平成30年度国民健康保険税の税率が変わります

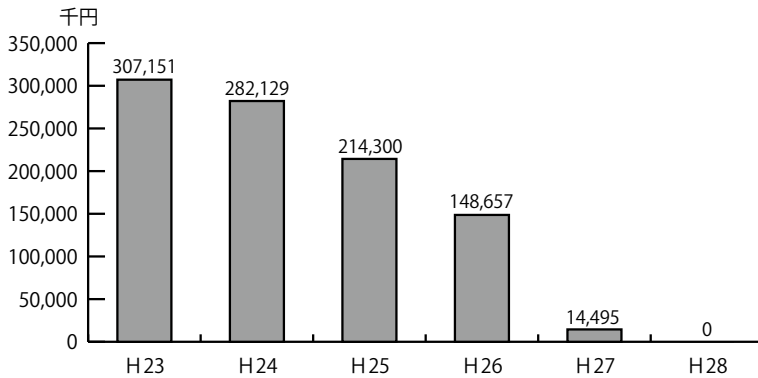
平成30年度からの都道府県単位化により、北海道に納付金を納める制度が始まりました。納付金を納めると、その年度の医療給付費は、北海道から全額交付されます。

滝川市の場合、今までの税率のままでは、平成30年度の納付金を納めるためには不足額が生じることが見込まれることや、国民健康保険特別会計で累積した赤字額を段階的に解消するため、国民健康保険税の税率を引き上げることが必要となりました。

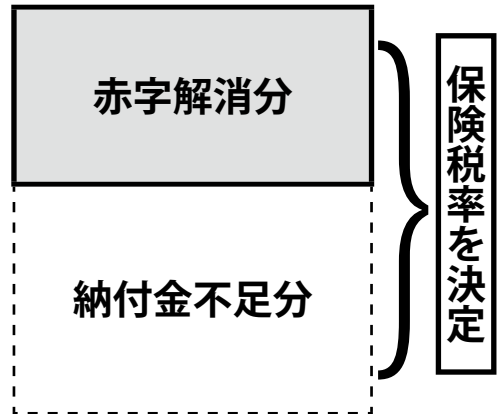
これら2つ(納付金分と赤字解消分)を合わせた国民健康保険税率の改正内容は次のとおりです。

課税額については、世帯の加入被保険者数、所得状況等により異なりますので、6月に送付される納税通知書にて確認願います。

■滝川市国民健康保険準備基金残高の推移



■国民健康保険税率の引き上げ要因



■平成30年度 滝川市国民健康保険税率

区 分	医療保険分 (すべての加入者)		後期高齢者支援金分 (すべての加入者)		介護保険分 (40歳以上 65歳未満)	
	改正前	改正後	改正前	改正後	改正前	改正後
所得割率(所得に対して)※1	8.8%	9.3%	2.7%	2.8%	2.3%	変更なし
均等割額(加入者1人当たり)	22,700円	23,900円	6,500円	6,900円	12,000円	12,400円
平等割額(1世帯当たり)	22,700円	23,500円	6,500円	6,700円	—	—
課税限度額	54万円	※2	19万円	変更なし	16万円	変更なし

※1 所得割額は、前年の所得額から基礎控除<上限は33万円>をした額に応じて計算します(加入者全員分)。

※2 医療保険分の課税限度額については、今後決定されます。

○税率改正の影響による保険税額の増額(モデルケース)

所得に応じて、均等割および平等割が7割・5割・2割軽減されます。

(1) 単身世帯(40歳)

所得0円 7割軽減該当

平成29年度	平成30年度(改正後)
21,100円	21,900円(+800円 +3.8%)

(2) 2人世帯(70歳と69歳)

所得80万円(年金収入200万円) 5割軽減該当

平成29年度	平成30年度(改正後)
97,800円	102,700円(+4,900円 +5%)

(3) 4人世帯(夫婦45歳と42歳、子ども15歳と10歳)

所得220万円(給与収入340万円) 2割軽減該当

平成29年度	平成30年度(改正後)
393,000円	411,700円(+18,700円 +4.8%)

(4) 5人世帯(夫婦55歳と50歳、子ども20歳、18歳、16歳)

所得350万円(給与収入506万円)

平成29年度	平成30年度(改正後)
636,500円	665,400円(+28,900円 +4.5%)